International Social Service JAPAN

2015年度
事　業　報　告

自　2015年4月 1日

至　2016年3月31日

社会福祉法人　日本国際社会事業団

International Social Service Japan（ISSJ）

社会福祉法人日本国際社会事業団について

社会福祉法人日本国際社会事業団（International Social Service Japan：通称 ISSJ)は1952年(昭和27年)に日米孤児救済合同委員会として、親の養育を受けられない子どもを国籍の異なる養親家庭に委託する国際養子縁組を始めました。1959年(昭和34年)にその活動が認められ、厚生労働省認可の社会福祉法人日本国際社会事業団となりました。時代の変化にともなう福祉ニーズの移り変わりに応じながら、社会福祉の専門家による国際福祉活動を行っています。

1950年代、ISS 日本支部となった頃
養親を待つ子どもたちと

1952年　日米孤児救済合同委員会として発足
　　国際養子縁組の支援を開始
1955年　International Social Service (ISS) 日本支部となる
1959年　厚生省認可の社会福祉法人日本国際社会事業団となる
1979年　国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 委託を受け難民支援事業開始
1994年　フィリピン社会福祉開発省 (DSWD)と業務協定締結
2014年　外務省委託を受け面会交流支援事業を開始

◆ＩＳＳＪの理念◆

- 子どもの福祉を第一にソーシャルワークを実践します。
- 言葉や文化の壁を越えて、人々が福祉を享受できるよう支援します。

◆ 国際ネットワーク ◆

第一次世界大戦により、国境を越えて離散した家族や大量の難民・避難民などの問題が発生しました。International Social Service (ISS) は1924年、家族と子どもの福祉を守るために設立されました。国連経済社会理事会（ECOSOC）および国連児童基金（UNICEF）の諮問機関でもあります。本部はスイスのジュネーブにあり、支部は15か国、通信員は110ヶ国におかれています。ISSJは日本支部として、本部、支部、通信員と連携しながら二か国以上に関わる福祉問題の支援活動を行っています。

2015年度（平成27年度）
ISSJ 活動報告

社会福祉法人　　日本国際社会事業団
INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN
理事長　大槻弥栄子

本書は、社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ）の2015年度活動を報告するものです。

第二次世界大戦後70年の月日が経ち、日本では戦争を知らない人のほうが多くなりました。しかし昨今、世界のあちらこちらで人と人、国と国が対立を深めています。暴力に訴える行為は、幼い子どもを含め多くの人々を苦境に落とし入れています。さまざまな理由で人々が国境を越えて移動することが増え、個人や家族が直面する問題も多様化しています。国と国、法と法の狭間に取り残された子どもたちは、周囲が支援の手を差し伸べなければ、問題を解決する手段をもたないまま成長することになります。無国籍状態のまま児童養護施設に入所している子ども、国際離婚・別居に伴う家族の別離、難民として日本に暮らす家族が直面する生活課題など、様々な相談が ISSJ に寄せられます。社会福祉の現場で働く者としてこうした一つひとつの問題に向き合い続けることで、私たちの暮らす社会が多様な個人・家族のあり方を認める、よりしなやかな社会に変わっていくことを願っております。

2015年度のISSJの活動は、JKA、日本財団、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、日本メイスン財団、東京都共同募金会、日本財団ゆりかご助成金、三菱財団、笹川平和財団、大阪コミュニティ財団からの補助金や助成金、団体会員の東洋埠頭株式会社、実践倫理宏正会、三菱マテリアル株式会社、多くの皆さまの個人会費や寄付金によって支えていただきました。また厚生労働省、外務省、法務省、東京都、各国大使館、家庭裁判所、児童相談所、乳児院、児童養護施設等のご協力も大きな支えとなっています。この一年間の皆様からのご支援に、役職員一同心より御礼申し上げます。

目　　次

社会福祉法人日本国際社会事業団について i
◆ＩＳＳＪの理念◆　◆国際ネットワーク◆
2015年度 (平成27年度) ISSJ 活動報告 ii

Ⅰ　相　談　援　助　事　業
1．養子縁組 1
◆子どものための養子縁組◆　◆国際養子縁組◆
ケース①　養子縁組
◆養子縁組後の支援 ― ルーツ探し◆ 3
ケース②　ルーツ探しの支援
◆外国人配偶者の実子や親族を日本人配偶者が養子に迎える親族養子縁組◆ 4
ケース③　タイ人未成年者の養子縁組
【養子縁組に関するデータ】
2．国際離婚・別居に伴う親子の面会交流支援 6
◆子どもが親と交流する権利を保障する面会交流◆　◆ISSJ の面会交流支援◆
ケース④　面会交流支援
3．無国籍状態の子どもの国籍取得支援、送還支援 8
◆無国籍状態とは◆　◆国籍取得支援・送還支援◆
ケース⑤　子どもの国籍取得支援
4．難民および難民申請者への相談支援 9
◆日本に暮らす難民・難民申請者◆　◆地域で生活するための支援◆
◆収容施設でのカウンセリング◆
ケース⑥　在日難民・難民申請者への相談支援

Ⅱ　国際ソーシャルワークにかかわる人材育成・ 調査研究・勉強会 11
1．国際ソーシャルワーカーの人材育成（カンボジアプログラム）
2．家庭養護推進のためのシンポジウム開催
3．難民保護に関するドイツ・ベルギー調査・報告

Ⅲ　広報活動・資料 14
1．ISSJ チャリティ映画会・バザーの開催
2．チャリティライブ開催
3．ホームページリニューアル
4．ニュースレター『Intercountry』の発行

Ⅳ　資 料 17
Ⅴ　補助金・助成金完了報告 19
Ⅵ　会計報告 20
◆個人会員・団体会員・一般寄付者名（敬称略・五十音順）◆
◆チャリティ映画会及びバザーを支えてくださった方々◆
Ⅶ　ISSJ 役員・スタッフ 23

Ⅰ 相 談 援 助 事 業

１．養子縁組

◆ 子どものための養子縁組 ◆

ISSJ は、子どもは温かい家庭で愛情を受けて育つことが大切であると考えており、一人でも多くの子どもが家庭で成長できるよう養子縁組を支援しています。

乳児院および児童養護施設には、家庭への復帰が見込めない子どもたちも暮らしています。児童相談所では、こうした子どもたちのために養子縁組を目的とする里親委託を行なっています。管轄地域内で委託が実現できなかった場合、家庭養護の選択肢として国際養子縁組が検討されることがあります。

今年度も児童相談所から養子縁組の検討を求める子どもが ISSJ に照会されました。ISSJ は児童の権利に関する条約と1993年ハーグ国際養子縁組条約の理念に則って実務を行っています。子どもにとっての負担を最小限にするため、ISSJ では日本国内に住む子どもを国内在住の養親候補者にマッチングする「国内委託」を優先しています。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

子どもの基本的人権について、生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説しており、登録・国籍等についての権利、家族から分離されない権利など、具体的項目について記述されています。日本は1994年に批准しています。

1993年ハーグ国際養子縁組条約

国際養子縁組が子の最善の利益のために行われ、子が安定した永続的な家庭を確保するための枠組みです。子の出身国での託置が十分検討されること、実母の同意を得るのは出産後に限ることなど、子、実親、養親を守るための原則を示しています。加盟国は80カ国以上。日本はまだ批准していません。

◆ 国際養子縁組 ◆

ISSJ が実践する国際養子縁組は、養親と養子の国籍が2カ国以上にまたがる縁組を指します。実例をみると、日本の要保護児童を委託する養子縁組（ＡとＢ）と、外国人配偶者の実子や親族（甥・姪・孫など）を養子に迎える親族養子縁組（Ｃ）とに大別されます。

国際養子縁組は、養親となる者と養子となる者それぞれの出身国の養子縁組法が定める要件を満たす必要があります。養子となる子どもの身分を安定させるには、それぞれの国で有効な養子縁組手続きをとる必要があります。

A(国外委託)	日本国内に住む子どもを養親候補者の居住国に養子縁組目的で移住させ、その国の裁判所に養子縁組を申し立てます。
B(国内委託)	日本国内に住む子どもを子どもと国籍の異なる日本在住の養親候補者に委託し、日本の家庭裁判所に養子縁組を申し立てます。
C(親族縁組)	外国に住む子どもが、外国の養子縁組機関の許可を得て日本に移住し、日本の家庭裁判所等に養子縁組を申し立てます。

ISSJ の国際養子縁組分類

ケース①　養子縁組

4歳のＫちゃんは実母が未婚で出産した後、育てることができずに乳児院に預けられました。Kちゃんの入所する乳児院から、ISSJ による養子縁組を目指して児童相談所と協議をしている、という連絡が入りました。Kちゃんの姉はすでに里親委託され、乳児院は姉と同じ里親に Ｋちゃんを委託することを目指していましたが、里親は2人目の委託を望まなかったそうです。養子縁組を目指しての里親委託だったにもかかわらず、縁組が進まない姉の里親委託に疑問を呈した乳児院の院長先生は児童相談所の里親委託ではなく、将来のルーツ探しまで支援する ISSJ の国際養子縁組を Ｋちゃんのために考えるようになりました。

ISSJは児童相談所の依頼を受けて、Ｋちゃんの児童調査を始めました。Kちゃんの実母を家庭訪問し、養子縁組の意思を確認しました。実母は Ｋちゃんと姉が同じ里親に委託されないことを残念がっていましたが、Kちゃんにも家庭で育ってほしい、とISSJによる国際養子縁組に同意をしました。ISSJは実母に Ｋちゃんの実父との出会いと別れ、出産の経緯、名前にこめた思いなどを聞き取り、記録に残しました。また、乳児院に Ｋちゃんを訪ねて面会し、日常生活の様子や配慮すべき事項を担当保育士さんに確認しました。

その後 ISSJ では会議を開き、日本に暮らすアメリカ人の養親候補者にマッチングすることを決めました。アメリカ人夫妻は Ｋちゃんの受け入れを快諾し、夫妻の子ども3人を連れて乳児院での実習を開始しました。Kちゃんは初めての事柄に対して慎重で無口になる傾向がありました。しかし事前に家族から手紙、写真、おもちゃを受け取っていたので実習の開始を心待ちにし、初日は笑顔で養親候補者家族と対面しました。9日間の実習中に家族は毎日乳児院を来訪し、Kちゃんと過ごしました。実習が終わりに近づいたある日、養親候補者家族と新しい生活を始めると乳児院の担当保育士とは会えなくなることを知った Ｋちゃんは、ずっと養父候補者の膝の上に座って泣いていました。

養親候補者家族は Ｋちゃんが乳児院で大切に育まれ保育士と深い愛着関係を築いていたことを知り、感謝していました。実習最終日、Kちゃんは養親候補者家族に温かく見守られながら、乳児院のスタッフと笑顔でお別れをすることができました。

Ｋちゃんが養親候補者家族と暮らし始めると、ISSJ のソーシャルワーカーは半年間に3回の適応調査を実施しました。委託後の Ｋちゃんには様々な変化がみられました。例えば乳児院ではオムツを使用していましたが、トイレットトレーニングを始めたところ、すぐにトイレで用を足せるようになりました。また、新たに通い始めた保育園の運動会や演劇などの行事にも積極的に参加することができています。養親候補者夫妻によると、園児の保護者たちはアメリカ人の親が日本人の子どもを連れていることを珍しそうに見るため、当初ストレスを感じることもありました。しかしベテラン保育士が保護者たちにきちんと説明をしてくれたため、周囲の理解も得られるようになりました。養親候補者夫妻は、家庭裁判所に特別養子縁組を申し立て、審判が出るのを心待ちにしています。

◆ 養子縁組後の支援 ― ルーツ探し ◆

養子縁組は子どもと養親のマッチングで終わるものではなく、養子、養親、そして実親にとっても、終わりのない一生涯のプロセスです。養子が実家族のことを知りたい、再会したいと望む『ルーツ探し』も、養子縁組の大切なプロセスのひとつです。ISSJ は養子の出自を知る権利を尊重し、ルーツ探しの支援を養子縁組支援の一環として位置づけています。1952年の設立当時から現在までの養子縁組の記録を永年保存するだけではなく、他団体によって養子縁組された養子からのルーツ探しの相談にも応じています。ルーツ探し及び再会支援では、当事者の思いに耳を傾け、当事者が求める情報を探し出し、当事者の思いに応えることを大切にしています。

ケース②　ルーツ探しの支援

1962年当時日本に在留していたアメリカ人夫妻に養子縁組された、54歳の男性からルーツ探しの相談メールが届きました。現在アメリカで暮らすこの男性は、実の両親に関する情報を求めていました。男性が保管していた養子縁組審判書、戸籍謄本、ISSJ に保管されていた当時の記録を重ねると、当時の様子が浮かび上がってきました。

1961年10月2日の東京駅八重洲口の待合室で生後3ヶ月くらいの赤ちゃんが置き去りにされているのが発見されました。通報を受けた丸の内警察署は児童相談所に通報し、この赤ちゃんは都内の乳児院に措置されました。両親不明のまま、赤ちゃんには当時の千代田区長の漢字の一部を用いて名前が付けられました。出生届が提出され、この赤ちゃんのための戸籍が編製されましたが、両親の欄は空欄のままでした。2歳半になったとき、ISSJ によって日本に在留していたアメリカ人夫妻にマッチングされ、家庭裁判所で養子縁組の審判を得ました。

この男性は、乳児院入所当時に面会に来ていた女性がいたことを記憶していました。この女性が誰だったか知ることができないかという相談を受けた ISSJ 職員は、この男性が赤ちゃんのときに入所していた乳児院に電話で事情を説明しました。その結果、ISSJ 職員はこの男性の代理人として当時の子どもの体温管理記録を見せてもらえることになりました。その記録表には赤ちゃんが入所していた約2年間の体温記録と、外部者による4回の訪問が記されていました。しかしながら、この訪問者の氏名や子どもとの続柄を示す記述はありませんでした。ISSJ に保管されていた当時の記録と併せると、この訪問者のなかにはこの赤ちゃんの養子縁組のために児童調査を担当した ISSJ のソーシャルワーカーがいることが推測されました。しかしながら、この赤ちゃんの両親や身元の手がかりとなる情報は乳児院には何も残されていませんでした。

赤ちゃんの発見から乳児院入所、戸籍の編製、名前の由来、乳児院に保管されている体温記録管理表の存在について男性にメールで報告をすると、男性にとっては初めて接する情報もたくさん含まれていたと喜びのメールが返ってきました。そのメールの最後には「新たにもたらされた当時の情報を私の娘に伝えます。娘は父親の人生がどのように始まったかを理解するでしょう。私の人生は（この世に生を受けた瞬間ではなく）私が発見され、養子縁組が始まりだということを。」とつづられていました。この男性は、実親に関する情報を得ることはできませんでしたが、今回のルーツ探しによって、自身がどのような経過で養父母とめぐりあったかを再確認することができました。

◆外国人配偶者の実子や親族を日本人配偶者が養子に迎える親族養子縁組◆

フィリピンやタイは、自国の子どもが外国人の養親候補者に養子縁組される場合は、自国の中央当局に国際養子縁組の承認または許可を得ることを求めています。ISSJ は長年両国の中央当局への申請支援を担ってきました。しかしながら、2015年（平成27年）2月にフィリピンの国際養子縁組中央当局（ICAB）はISSJ に対し、ICAB の認定を受けていないフィリピン国内外の養子縁組団体からは国際養子縁組申請を受け付けることはできない、と通知してきました。そのため、2015年2月以降、ISSJ はフィリピン中央当局への申請を支援することができず情報提供のみの支援にとどまっています。一方、日本人の配偶者がタイの親族を養子に迎える親族養子縁組は、タイの国際養子縁組の中央当局（児童養子縁組センター）への申請支援を継続しています。

ケース③　タイ人未成年者の養子縁組

タイの児童養子縁組法は、タイ人の未成年者がタイ国籍以外の者の養子になる場合には、バンコクにある児童養子縁組センターの許可を得ることを求めています。ISSJ は日本在住の養親希望者がタイ人未成年者（配偶者の実子や親族の子ども）と養子縁組を希望する場合に、養子縁組センターへの申請手続きを支援しています。

日本で暮らす日本人夫とタイ人の妻が、妻の連れ子をタイ方式で養子縁組することを希望しました。この子どもは、タイ人妻と前夫との間に生まれ、妻が離婚時に親権と監護権を得て育てていました。タイ人妻は日本人夫との再婚に伴い、日本人夫と連れ子との養子縁組を日本の家庭裁判所に申し立て、審判を得ました。しかし、日本の家庭裁判所の養子縁組審判はタイでは効力をもちません。タイの住居登録証やパスポートの氏名を養父の氏に変更するには、養子縁組センターの許可を得て、タイの市役所で養子縁組登録を行う必要があります。日本人夫とタイ人妻は、養子となった子どものパスポートの氏を日本人養父の氏に変更するため、養子縁組センターに申請することを決めました。

ISSJ は、この夫妻の家庭調査と妻の連れ子の児童調査を実施しました。それぞれの調査報告書と夫妻が準備をした必要書類を児童養子縁組センターに提出し、養子縁組委員会の審査結果を待ちました。センターへの申請から10ヵ月後、ようやく養子縁組委員会はこの夫妻の養子縁組を許可しました。

その2ヵ月後、養子縁組センターが発行した養子縁組許可通知書がタイ外務省を経由して、東京のタイ大使館に届けられました。夫妻はタイ大使館に出向いて養子縁組登録手続きを行い、タイ大使館発行の養子縁組登録証を取得しました。夫妻は次回タイを訪問する際にこの登録証を市役所に提出し、子どもの住居登録証の氏変更を行い、タイ外務省に新たな氏のパスポートを申請する予定です。

【養子縁組に関するデータ】

今年度の養子縁組相談数

養子縁組問い合わせ数	243
新規ケース	14
再開ケース	2
継続ケース	125

養子縁組成立件数

国際養子縁組	2

問い合わせ内訳

連れ子養子縁組	血縁関係のある養子縁組	血縁関係のない養子縁組	情報提供	合計
56	46	137	4	243

支援を行ったケース内訳

	連れ子養子縁組	血縁関係のある養子縁組	血縁関係のない養子縁組	合計
新規オープン	1	2	11	14
再オープン	1	0	1	2
前年度から継続	23	25	77	125
合計	25	27	89	141

養子縁組支援にあたっての関係国

アメリカ	アフガニスタン	オーストラリア	オランダ	カナダ
韓国	カンボジア	シリア	スイス	スリランカ
タイ	中国	ドイツ	パラグアイ	フィリピン
ブラジル	ベトナム	モンゴル	ラオス	

ルーツ探し

問い合わせ件数	10
支援を行なった件数	4

２．国際離婚・別居に伴う親子の面会交流支援

◆ 子どもが親と交流する権利を保障する面会交流 ◆

面会交流とは、離婚・別居により子どもを養育・監護していない親（別居親）と子どもが一緒に時間を過ごすことをいいます。子どもが親と交流する権利を保障するもので、父母の話し合いや家庭裁判所での調停、または審判により、面会頻度や実施方法が決められます。国際結婚・離婚の増加にともない、一方の親が相手の同意を得ないで子どもを国外に連れ去る（帰国する）事例も増えています（国際的な子の奪取）。1980年ハーグ条約は、離婚・別居にともなう不利益から子を守るための国際私法条約で、日本では2014年に発効し、外務省が中央当局になっています。

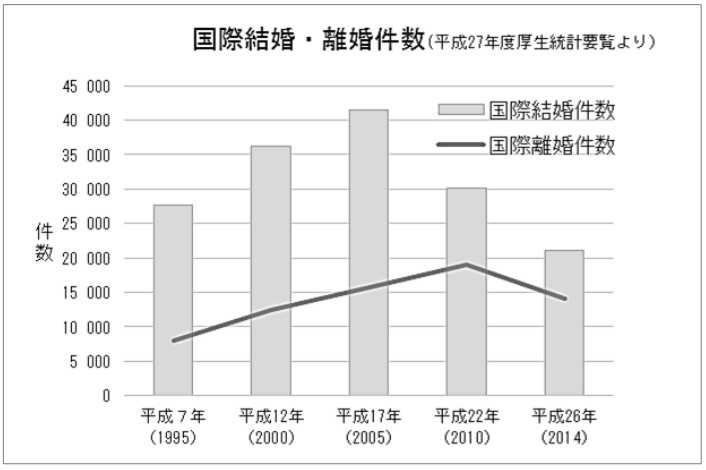

1980年ハーグ条約
(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)

- 子どもを元の居住国から返還するための手続きや、国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めています。
- 2016 年 1 月現在、世界 93 か国が締結しています。

◆ ISSJ の面会交流支援 ◆

ISSJ は国際離婚・離別事案を対象に、同居する親・別居中の親との面談や連絡調整、面会交流を行う場所の提供、ソーシャルワーカーによる面会交流の立会いなどを行います。

2014年度より外務省の委託を受けて実施している「面会交流支援事業」では、日本とハーグ締結国それぞれの中央当局を通して合意ができた親子の面会交流を支援しました。具体的には、親や代理人との連絡調整を行ない、話し合いによって決められた面会交流場所（公園や ISSJ の面談室等）で親子の交流に立ち会いました。特に国際離婚のケースでは、長く別居していたことで親子の間で言葉が通じなくなっていたり、外国籍の親が日本の学校の様子を理解できなかったりするなど、文化や言葉の壁が子どもと別居親との間に立ちはだかることもありました。ソーシャルワーカーは間に入って通訳や文化的な背景の説明などを行ないました。

2015年度は外務省のハーグ事案ではない国内案件の問い合わせも増加しました。面会交流を支援する機関は複数ありますが、それぞれ面会交流にいたるまでの手続きや支援対象エリア、面会場所や方法は異なります。全国を支援対象エリアとする ISSJ には、支援機関へのアクセスが限られた地方の事案や、ハーグ条約の枠組みには入らない国際離婚の事案(親がハーグ締結国以外の国に居住している事案や、日本国内での国際離婚・離別など)の相談も持ちこまれました。

面会交流では、大人だけでなく、子どもも期待や不安、交流後の気持ちの変化など様々な影響を受けます。ISSJ のソーシャルワーカーは当事者それぞれの気持ちを尊重しつつ、子どもがのびのびと安心して過ごせる面会交流を実現できるように心がけた支援を行なっています。

ケース④　面会交流支援

Ｙくんは1歳のときにＭ国から母親と一緒に日本に帰国しました。しかし、Ｍ 国に残った父親は Ｙくんと3年間会えずにいました。4歳になった Ｙくんは「お父さんってどんな人？お父さんに会いたい。」という気持ちを母親に伝えるようになりました。母親は Ｙ くんと父親が会うことで日常にどんな影響が及ぼされるのかと不安を抱く一方で、このまま Ｙ くんが父親の顔を知らないまま成長するのは望ましくないと考え、弁護士に面会交流について相談をしました。その結果、弁護士から ADR（裁判外紛争解決）を勧められ、父親と母親は ADR を経て、年2回、日本で Ｙくんと父親の面会を実施することに合意しました。

面会交流の実施にあたり、Ｙ くんの母親は ISSJ のソーシャルワーカーに相談を重ねました。母親は「3年間も交流のなかった子どもと父親だけで過ごさせることは不安。それに私は父親と顔を合わせたくない。」と主張しました。そこで、母親にはソーシャルワーカー立ち合いのもと、Ｙ くんと父親が ISSJ の面談室を利用して交流することを提案し、了承を得ました。父親も落ち着いた場所で Ｙ くんと面会することを望み、長期休暇を利用して日本を訪問し、ISSJ の面談室で面会交流を行うことに同意しました。

当日は母親が送迎を担当し、面会終了時間に Ｙくんを迎えに来ることになりました。久しぶりに父親と対面した Ｙ くんは、緊張と照れから黙って面談室にあるおもちゃで遊びはじめました。そこでソーシャルワーカーが父親と Ｙ くんに話しかけながら、会話のきっかけを提供しました。次第に父親から Ｙ くんに直接話しかけ、Ｙ くんがそれに答えるかたちでコミュニケーションをとるようになりました。Ｙ くんも緊張がとけると、お気に入りのテレビのキャラクターや保育園の友だちについて話はじめました。帰り際、Ｙ くんは「パパとまた会いたい」と言い、父親は Ｙ くんに「また次回会おうね」と答えながら面会交流を終えました。

交流後、ソーシャルワーカーと父親は面談し、今後も継続して会いたいという父親の気持ちを聞きながら、次回以降の進め方を話し合いました。また、後日、母親は立合いをしたソーシャルワーカーから面会交流中の Ｙ くんの様子を聞いて不安も減り、父子の交流機会を前向きにとらえることができるようになりました。

３．無国籍状態の子どもの国籍取得支援、送還支援

◆ 無国籍状態とは ◆

外国人が日本で出産した場合、市区町村役場に出生届を提出しただけでは生まれた子どもの国籍は得られません。母親または父親の出身国の在日外国公館に出生を届け出ることによって、初めて子どもは母親または父親の国の国籍を取得できるのです。無国籍状態であるとき、どの国の国民としても扱われないためにパスポートをはじめ公的な身分証明書が取得できず、進学、就職、銀行口座の開設、結婚など、生活の様々な場面で不都合が生じます。

◆ 国籍取得支援・送還支援 ◆

ISSJ には2015年度も、乳児院・児童養護施設に入所する無国籍状態の外国人児童の国籍取得に関する相談が多く寄せられました。背景として、外国人の親が当該大使館に子どもの出生を届け出することを失念している事案、外国人の親が行方不明となり、児童相談所や乳児院・児童養護施設が親に代わって届出を行う事案などがありました。

外国人の親の所在が明らかであれば、届出が遅延した理由を記載した宣誓供述書を提出することにより、届出を受理してもらうことができます。外国人の親が所在不明の場合は、大使館に対して、その経緯や外国人の親が当該大使館に問い合わせをした履歴の確認を要請したり、外国人親の国籍証明を申請したりするなどし、最終的にはその子どもの出生の届出を受けることが適当かどうか当該大使館に判断を仰ぎます。

児童相談所や入国管理局等によって、国籍を取得した外国人の未成年者が本国の親族のもとに戻ることが適当と判断されれば、本国の児童福祉当局に受け入れ家族の調査を依頼し、本国に戻る際の未成年者の付添い人を選任するなどして帰還手続きを支援します。

ケース⑤　子どもの国籍取得援助

児童相談所から中学生の Ｄくんの国籍取得について相談を受けました。Ｄくんは公立病院で生まれましたが、実母は偽名を使って入院、出産していました。その後、実母は病院から姿を消してしまったため、Ｄくんは乳児院に入所することになりました。暫くして実母の友人と名乗る女性が、Ｄくんは日本人夫とフィリピン人妻の間に生まれた子どもであると市役所へ申し出ました。この情報をもとにＤくんは日本人夫の戸籍に入籍しました。しかしこの日本人夫は、Ｄくんは自分の実子ではないと裁判所に申し立て、その結果、Ｄくんは戸籍から除籍となり、日本国籍を失いました。

母親の行方は不明のまま、Ｄくんは養育里親に委託され元気に成長しました。児童相談所はＤくんが中学3年生になると、Ｄくんの無国籍状態を解決しようと模索しはじめました。児童相談所から、フィリピン大使館にＤくんの出生届を提出するための支援を求める相談が ISSJ に入ったのはこの時です。

ISSJ のソーシャルワーカーはフィリピン大使館に相談し、Ｄくんが生まれた病院の記録や無国籍状態になった経緯、Ｄくんの近況を記した文書など、必要な書類を入手し、英語に翻訳してフィリピン大使館に提出しました。相談を受けてからフィリピン大使館でＤくんの出生登録が完了し国籍を取得するまでに6ヶ月を要しましたが、Ｄくんは念願だったフィリピンパスポートを取得することもできました。現在、Ｄくんと里親は初めての海外旅行を計画しています。

４．難民および難民申請者への相談支援

◆ 日本に暮らす難民・難民申請者 ◆

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の報告によると、2015年はシリア・アフガニスタン、ソマリアを中心に、第二次世界大戦以降最多の人々が住む場所を追われました。その数は6,530万人にのぼります。国境をこえて移動する人々をめぐり『難民危機』という言葉が生まれ、国際問題となりました。日本でも難民に関する報道が増え、『人種、宗教、国籍、政治的意見、あるいは特定の社会集団に属することを理由に迫害を受けた、あるいは受ける恐怖から国外に逃れた人々』という難民の定義も、より一般に知られるものとなりました。日本で新たに難民申請をした人の数は2年連続で前年比約1.5倍のペースで増加し、2015年は7,586人となりました。日本に暮らす難民及び難民申請者の多くは、個人、家庭、コミュニティの中で支えあって暮らし、公的機関に支援を求められる人は限られています。しかし彼らのなかには言葉の壁や在留資格による就労制限から生活が困窮したり、本国での迫害や避難中の体験、日本での収容体験、将来の見通しが立たない生活苦によるストレスから、うつ病やPTSDの症状に苦しむ人たちも少なくありません。

日本の難民受入（総計）

※ 1978～2015年（法務省統計資料より）

インドシナ難民：	11,319 人
第三国定住難民：	105 人
条約難民：	660 人
人道配慮による在留許可：	2,446 人

◆ 地域で生活するための支援 ◆

ISSJ はソーシャルワーク（社会福祉）のアプローチで難民・難民申請者への支援を行なっています。支援活動には、施設に収容されている難民申請者の訪問、無保険の難民申請者を医療機関につなげる支援、子どもの就学支援、家族カウンセリング等があります。一人ひとりが置かれている状況を理解し、個々のニーズに対応をするだけでなく、こうした支援を福祉の実践として位置づけることも重要です。ソーシャルワーカーは個人や家族が持つ力（レジリエンス）を評価し、置かれた環境や当事者同士の関係性に着目しながら、当事者一人ひとりが自立した生活を送れるように支援しています。

ISSJ では収容所訪問や個別のケースワークに加え、難民コミュニティのサポートを行っています。難民コミュニティとは、同国・同族出身の難民が多少まとまった地域に暮らし、相互の助け合いを行うことを意味します。例えば、東京都新宿近郊を中心に広がるミャンマーコミュニティ、埼玉県のクルド難民、群馬県のロヒンギャ難民などです。ソーシャルワーカーは、地域支援の一環としていくつかのコミュニティを訪問しミーティングや個別の話し合いを通じて彼らの課題を把握します。その上で必要な情報の提供をし、また関係者・関係機関と連携をすることで、コミュニティ自らが問題に対処できるよう支援を行っています。言語と文化を共有するコミュニティは、難民にとっては大きな心の拠り所です。ただし、社会との適切なかかわりを維持できず孤立すれば、解決されるべき問題も適切な支援につながらない可能性があります。ISSJ は関係者と連携しながら、難民が日本社会の中で安心して暮らすことができ、地域の一員としてその力を発揮できるように、さまざまな取り組みを通じて支援しています。

◆ 収容施設でのカウンセリング ◆

東日本入国管理センター(茨城県牛久市)

日本の空港に降り立ち難民申請をしたものの上陸が認められなかった人や日本で在留資格を失ってから難民申請をした人は、入国管理局の施設に収容されることがあります。収容期限は明確にされず、1年を超えることもあります。難民申請の結果を待つ間、仮放免という身分で収容を解かれる人もいます。しかし、仮放免中は1〜3ヶ月に一度入国管理局に出頭する必要があり、突然再収容されることもあります。

難民申請者の多くは既に自国から逃れてきたことから生じるストレスを抱えています。加えて、収容所という、隔離され情報も制限された生活と将来を見通せないストレスは、不眠、頭痛、胃痛、高血圧、嘔吐など、様々な形で体の不調として表れます。なかには幻覚や自傷行為などといった深刻な症状を呈する人もいます。

ISSJ は UNHCR のパートナー団体として、収容されている難民申請者へのカウンセリングを実施しています。今年度も茨城県牛久市にある東日本入国管理センター及び東京都品川区にある東京入国管理局にソーシャルワーカーが月1回の頻度で訪問し、1日6〜7人からそれぞれ話を聞き、必要な情報提供を行いました。カウンセリングでは難民申請の経緯、家族や日本における社会資源、心身の健康状態等を確認し、状況の整理をしつつ彼らの不安や訴えに傾聴します。体調不良が著しい場合は入管の職員と話し合い、専門家に相談することもあります。

収容者の家族・友人であっても、規定の30分の面会時間のために遠路はるばる収容所を訪問することは頻繁にできません。また空港で収容された人は日本に知人・友人もなく、日本の制度や生活に関する情報が非常に限られています。収容者からは、定期的なカウンセリングによって必要な情報が得られ、また自分が抱える問題や気持ちを表現し整理することでストレスが軽減したという声が聞かれました。収容は過酷な経験ですが、クライエントが心身の健康を最低限度維持できるよう、閉鎖された単調な生活に風を吹き込む役割を果たしたいと考えています。

ケース⑥　在日難民・難民申請者への相談支援

Z さんは、本国である政治組織のメンバーでした。当局によって監禁、暴行を受け、本国から逃れようとしたときに唯一ビザがおりたのが日本でした。日本入国後に難民申請をし、一時期はホームレスになりそうな状態でしたが、民間団体の支援や日本政府の保護費を受けて生活を続けていました。ISSJ のソーシャルワーカーは本国での経験がトラウマとなって精神的に不安定になる Z さんに繰り返しカウンセリングを行ない、医療をはじめ必要な支援に結びつけました。

難民申請をして5年以上たった今年、Z さんは日本に定住できるビザを得ました。ソーシャルワーカーは、定住を認められたことで利用できる行政サービスについて、Z さんに説明をしました。

難民申請中の Z さんは健康状態がすぐれず、日本語を学ぶ機会も限られていたため、日本語の技能はまだ初級レベルです。ソーシャルワーカーは必要に応じて役所に同行し、来日の経緯や在留資格を説明し、Z さんが円滑に行政の支援を受けられるよう手助けをしました。

Z さんは日本に自分の家族を呼び寄せ、一緒に暮らすことを希望していますが、そのためには Z さんが家族を養えるよう経済的に自立しなくてはなりません。Z さんが再び家族と共に暮らせるよう、自立に向けた支援を継続する必要があります。

II　国際ソーシャルワークにかかわる人材育成・調査研究・勉強会

1．国際ソーシャルワーカーの人材育成（カンボジアプログラム）

日本人ボランティアによる理科実験の様子

カンボジア・プノンペンの給食付識字教室『プテア・ニョニム（にこにこの家）』は、活動開始から9年目を迎えました。教室はプノンペン市の北部、ウナロム寺院内『ひろしまハウス』で活動をしています。王宮や国立博物館、オールドマーケットが近く、観光客も多い地域です。2008年に ISSJ が開いた教室に通う子どもたちの大半は、家族や親戚、また寺院内で僧侶と暮らすなど、保護者やそれに代わる人と暮らしていますが、貧困線を上回る家庭はほとんどありません。

昨年度に引き続きカンボジア人スタッフ5名が、約60名の子どもたちを対象に識字、衛生、コンピューター、英語教育を行いました。識字教室で学び必要な支援をうけたことで、6割以上の子どもたちは公立学校に通うことができました。ストリートで暮らす子どもたちも教室を利用しています。このうち継続して通うことができる子どもは少数ですが、いつでも教室に戻ってこられるようスタッフは見守りを続けています。

なお、教室は現地 NGO『Pteah Nhor Nhim Organization』としての登録手続きを進めてきました。寺院内で活動している制約から、2016年3月時点で登録は完了していません。しかし、少しでも多くの活動への理解者を得るため、カンボジア人スタッフは現地在住の日本人や学生インターンの協力を受けて、活動紹介をおこなう英語パンフレットやウェブサイトを準備することができました。

Pteah Nhor Nhim フェイスブックより

今年度は大阪コミュニティ財団からの助成を受け、また個人や企業、学校、NGO から様々なかたちでご支援をいただきました。長年の間配分金をいただいた国際ボランティア貯金をはじめとして多くの方々の力添えにより、これまで教室から7人の子どもたちが職業訓練校を経て自立し、2人は高校、6人は中学校に進学することができました。2016年度からは、教室が入居する『ひろしまハウス』の母体である『NPO 法人ひろしまカンボジア市民交流会』が運営支援を引き継いでくださることとなりました。『ひろしまハウス』は人々が文化交流を通し学びあう場として、カンボジアの平和と復興を願う広島の市民により建てられています。識字教室が今後も多くの人々の思いを紡ぐ場所となるよう、これからも教室に通う子どもたちの成長を見守っていきたいと思います。これまでカンボジアプログラムへ関わってくださった全ての方々に感謝申し上げます。

２．家庭養護推進のためのシンポジウム開催

『家庭養護の推進に向けて―1993年ハーグ条約から要保護児童のパーマネンシー保障を考える―』

今年度は三菱財団の助成を受けて、養子縁組にかかわる法整備状況の調査とその結果を踏まえたシンポジウムを開催しました。調査では養子の送り出し国であるフィリピン、韓国、中国の各国がどのような法律の下で国内養子縁組及び国際養子縁組を実践しているかを明らかにするため、文献調査とインタビュー調査を実施しました。その後、各国の調査結果を受けて、2015年7月10日にシンポジウム「家庭養護の推進に向けて～1993年ハーグ条約から要保護児童のパーマネンシー保障を考える～」を開催しました。

シンポジウムは参議院議員会館において開催され、児童養護施設や養子縁組団体、大学関係者など約70名が出席しました。午前の部では、「国際養子縁組の最近の動向」について平田美智子氏(和泉短期大学児童福祉学科教授)の発表と、「1993年ハーグ条約の批准によって、養子縁組がどう変わったか～韓国・中国・フィリピンからの報告～」として、姜恩和氏（埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科講師）、金潔氏（大正大学人間学部社会福祉学科教授）、オカンポス・ステラ（ISSJ ソーシャルワーカー）による調査結果のプレゼンテーションが行なわれました。午後の部では、ハーグ国際私法会議事務所主任法務官のマルチネス・モーラ ローラ氏から「1993年ハーグ条約批准の効用と未批准の国が抱えるリスクについて」発表がありました。最後に発表者と川松亮氏（子どもの虹情報研修センター研究部長）と鈴木博人氏（中央大学法学部教授）も加わり、「家庭養護を推進するために」をテーマにパネルディスカッションが行なわれました。日本は1993年ハーグ条約の署名、批准に至っていません。本シンポジウムでは日本の要保護児童の家庭養護を推進するために養子縁組をどう位置づけ、どのように取り組んでいくことが必要かについて、パネラーと出席者の間で意見交換も行いました。

３．難民保護に関するドイツ・ベルギー調査・報告

笹川平和財団の助成を受け、2月22日より8日間、ドイツとベルギーで難民保護に関する調査を実施しました。ヨーロッパでは2015年夏以降に地中海を渡って大量の難民が流入し『難民危機』と表現される事態が生じました。その多くは紛争を逃れたシリア人です。本調査では、ヨーロッパに流入した難民の保護政策、EU 内の連携、地方行政における難民保護機能、市民社会の役割について現状を調べました。主な調査対象国としてドイツを選び、EU の域内協力についてベルギーで調査を行いました。

訪問先リスト（2016年2月）

21（日）ミュンヘン：一時収容施設
22（月）ニュルンベルグ：ドイツ連邦移住難民局、ドイツ赤十字
23（火）ベルリン：FES 財団
24（水）ベルリン：連邦議会、ドイツ赤十字本部、AWO 難民キャンプ
25（木）ブリュッセル：UNHCR、EU 委員会
26（金）ブリュッセル自由大学シンポジウム
27（土）ブリュッセル自由大学シンポジウム
28（日）ケルン：難民雇用主インタビュー
29（月）パダボーン：カリタス

ドイツには2015年に100万人以上の難民が到来し、地域での受入れや審査の迅速化のために次々と法改正が進められていました。EU は加盟国の協力で問題解決を図ろうとするものの、意見と利害が拮抗して未だ方向性が見出せていません。

ドイツでは当初難民歓迎ムードが優勢でしたが、隣国でのテロや国内の暴行事件を受けて次第に反対派の声が大きくなっています。しかし、受け入れた難民の社会統合を迅速に進めるという政策は一貫しており、語学研修や職業訓練など支援が充実しています。これは、社会の分断や平行社会（移民による独自の社会形成）を防ぐ狙いもあります。最も印象的だったのは、政治家や一般の人々が、難民問題を自分たちの社会の問題として真剣に議論していることでした。

ISSJ に本調査を委託された趣旨は、これまで難民・難民申請者の生活や社会適応を支援してきた知見を活かし、ヨーロッパの受入れ施策や地域の支援状況、良い実践例などを実務者の視点で見ることでした。特にドイツでは、ソーシャルワーカーが難民支援を担っていたことから、支援者の問題意識や支援の手法など多くの共通点を見いだすことができました。

ベルリンの難民キャンプ。主にシリア人が居住している。元は老人ホーム。

キャンプで提供される食事。宗教に配慮し、豆の食事が多い。

Ⅲ　広報活動・資料

1．ISSJ チャリティ映画会・バザーの開催

毎年恒例となっている6月と10月の年2回の ISSJ チャリティ映画会・バザーを神保町の一ツ橋ホールで開催しました。この映画会の企画運営はボランティアを中心とする ISSJ 催物委員会によって行われています。開催日の約3ヶ月前より毎週金曜日に催物委員が集まり、ISSJ の事務所でイベントの案内発送、参加券の発券・発送、バザー品の準備を行いました。

6月17日（水）の第70回映画会では、50年前に養子縁組され生き別れとなった息子を探し続けた女性の実話をもとにした「あなたを抱きしめる日まで」を、10月16日（金）の第71回映画会では、同性愛に対して差別と偏見が強く根付いていた1970年代のアメリカでの実話をもとに、育児放棄された子どもと家族として暮らすためのゲイカップルの奮闘を描いた「チョコレートドーナツ」を上映しました。入場者数は年々減少傾向ではありますが第70回は1244名、第71回は905名の方々にご来場いただきました。参加者からは、いずれの作品も考えさせられる良い映画であったという評価をいただきました。

イベントの前日・当日は、同時開催のチャリティバザーでの販売係や搬入出、手作り品のご寄付など多くのボランティアの方々にご協力をいただきました。映画会参加券、バザー品購入を通したご協力金、ご寄付の総額は、第70回映画会では3,891,485円、第71回映画会では3,633,213円となり、ISSJ の国際福祉事業に活用されました。

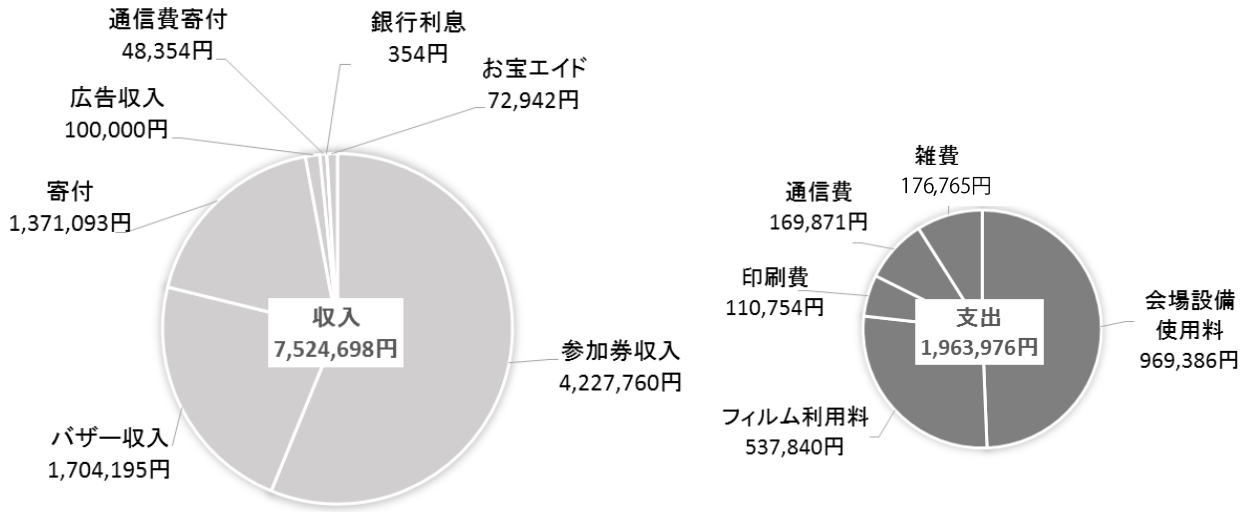

2015年度（第70回・第71回）チャリティ映画会バザー収支

２．チャリティライブ開催

6月12日(金)、渋谷のタカギクラヴィア松涛サロンにて、ピアノとハーモニカのデュオ Kotez & Yancy にご協力いただき、在日難民のためのチャリティライブを開催しました。音楽に合わせて会場にいた子どもたちがアドリブでダンスを披露し、招待した難民の方々にも熱気ある空間を楽しんでいただくことができました。この度のご協力によって得られた10,173円は在日難民支援に活用しました。Kotez & Yancy をはじめ、ご協力いただいたタカギクラヴィアの皆様、ご参加くださった皆様へ感謝を申し上げます。

Kotez＆Yancyによる演奏

３．ホームページリニューアル

2014年度にリニューアルしたホームページをもとに翻訳作業をすすめ、英語のページを作成し、公開しました。

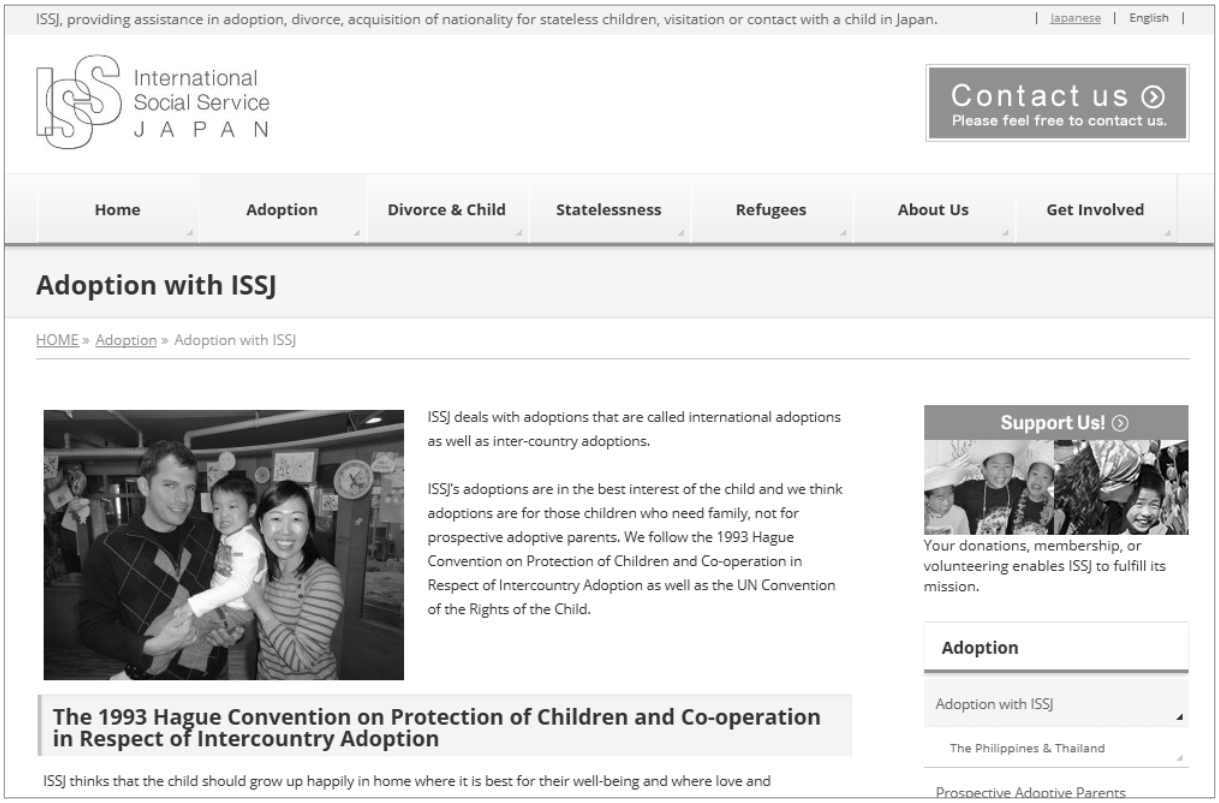

４．ニュースレター『Intercountry』の発行

ソーシャルワーカーの日々の取り組みやイベント情報を紹介し、より多くの方々に ISSJ の事業内容や日本の子どもの福祉の現状を知っていただくことを目的に、ニュースレター「Intercountry」を2回発行しました。今年度は第50号記念として、女優のサヘル・ローズさんよりメッセージをいただきました。それぞれ1500部を印刷し、関係機関や ISSJ の活動を支えてくださる会員の方々へ配布・郵送しました。

第 49 号　8 月 31 日発行	第 50 号　3 月 15 日発行
特集 ルーツ探し－養子縁組後の支援－ ○　イギリスでの研修 ○　勉強会について ○　一生向き合っていくプロセス ○　イギリスでの研修追記 法で守られたルーツ探し ● ISSJ NOW ○　国際養子縁組援助 ○　難民申請者への援助 ● KOTEZ&YANCY チャリティライブ報告 ● 第 70 回 ISSJ チャリティ映画会バザー報告 ● 補助金・助成事業完了のご報告 ● インターンから見た ISSJ ● 第 71 回 ISSJ チャリティ映画会・バザーのご案内 ● Kotez & Yancy チャリティライブ報告 ● スタッフ紹介 ● 支援のお願い ● ボランティア募集 ● 編集後記	特集 サヘル・ローズさんインタビュー　子どもの思い 養親へのメッセージ『同じ目線で背伸びをせず』 ● 離婚・別居後の子どものための面会交流 子どもが安心して過ごせるために ● 養子縁組を支援した家族から ● 子どもの社会的養護・家庭養護 ● EU の難民受け入れ 2 月 21 日～29 日 ドイツ・ベルギー視察報告 ● カンボジア・寺子屋支援 近況 ● 第 71 回 映画会バザーご報告 ● 第 72 回 ISSJ チャリティ映画会・バザー ● One click でできるご支援 gooddo はじめました！ ● ISSJ 映画会バザー ボランティア募集 ● ISSJ の国際福祉事業をご支援ください ● ボランティア紹介 ● 新事務局長からごあいさつ ● 編集後記

Ⅳ　資 料

■相談ケースの内訳

2015 年度相談ケース	ケース数
新規受付相談数	455
新規オープンケース数	62
再開ケース数	9
継続相談ケース数	452
当年度内取扱総ケース数	978

■相談援助ケースの主たる問題別相談回数とケース数

主たる問題	ケース数	相談回数
養子縁組	384	1989
難民問題	353	1624
子どもの奪取、面会交流など	31	428
親族・ルーツ捜し	44	267
結婚/離婚問題、手続きなど	14	137
出生登録、国籍取得、帰化申請など	29	115
在留資格など	11	99
医療/精神保健問題	20	39
児童虐待・ネグレクト	7	42
認知	4	13
就労支援	16	0
収容問題	5	3
本国送還・国外退去	3	0
就学・教育	1	0
貧困・生活保護など	1	0
情報提供、他機関紹介	37	51
その他	18	46
合　　計	978	4853

■ケース相談持込・照会機関

今年度内新規受付相談は455ケースあり、その持込・照会機関は次の通りです。

新規相談持込・照会機関		件数
外国政府機関・在日各国大使館、在日米軍内施設など		76
日本政府機関	各省庁－外務省・厚労省、法務省・入国管理局など	9
	都道府県庁・児童相談所・保健所・警視庁/県警本部など	19
	市区町村役所・福祉事務所・保健センター・教育委員会など	5
	家庭裁判所・地方裁判所	0
国連・国際機関		17
教育機関・民間団体		14
医療機関		2
弁護士会、法テラス、弁護士、司法・行政書士など		8
ISS 本支部・コレスポンデント		5
本人、家族、友人、知人など		268
その他		32
合計		455

■ケースで関係した国名

今年度に当事業団が関わった国と地域は次の64カ国です。

アフガニスタン	アメリカ	イギリス	イタリア	イラク
イラン	インド	ウガンダ	ウクライナ	エジプト
エチオピア	オーストリア	オートラリア	オランタ	ガーナ
カナダ	カメルーン	韓国	カンボジア	ギニア
ケニア	コートジボアール	コソボ	コロンビア	コンゴ民主共和国
シリア	シンガポール	スイス	スウェーデン	スーダン
スペイン	スリランカ	セネガル	ソマリア	タイ
台湾	タンザニア	中国	チュニジア	チリ
ドイツ	トルコ	ナイジェリア	ナミビア	日本
ネパール	パキスタン	パラグアイ	バングラデシュ	フィリピン
ブラジル	フランス	ベトナム	ベニン	ベラルーシ共和国
ペルー	マリ	マレーシア	南アフリカ	ミャンマー
モンゴル	ラオス	ルワンダ	ロシア	

V　補助金・助成金完了報告

以下の事業は目的どおりに完了したことをご報告します。

	補助・助成事業名	補助金額
公益財団法人 JKA RING!RING! プロジェクト	『子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動』 養子縁組のための、養子、養親候補者/養親、実母への支援、養子縁組後の支援(ルーツ探し)および、広報活動を行ないました。	￥9,281,000
公益財団法人日本財団 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION	『国境を越えた未成年者の家族再会援助』 日本在住の無国籍児・外国籍児のための国籍取得・家族再会支援、国際結婚の破綻に伴う未成年者の家族再会支援、難民申請者の子ども支援および、ケース管理のためのデータベース整備を行ないました。	￥9,600,000
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)	『難民・難民申請者のメンタルヘルス及び家族に対する支援』	￥1,740,520
東京都共同募金会	『日本在住の外国籍児等への緊急援助事業』	￥300,000
公益財団法人笹川平和財団	『欧州の難民受入れに関する最新動向調査』	￥4,000,000
公益財団法人大阪コミュニティ財団	『カンボジア・プノンペンにおける子どもたちへの給食付識字教育』	￥1,000,000
日本財団ゆりかご助成金 (助成期間：2014年10月1日-2015年8月31日)	『養子縁組終了後の支援強化に向けた基礎整備事業』	￥3,720,000
公益財団法人三菱財団 (助成期間：2014年4月1日-2015年9月30日)	『日本が養子縁組斡旋法制定に向けて動き始めたことを受け、養子を送り出す(アジア)諸国の法整備状況の研究報告』	￥2,300,000
一般財団法人メイスン財団	『無国籍の子どもの国籍取得費、医療費、難民申請者支援』	￥3,000,000

Ⅵ　会計報告

事業活動	収入	会費収益		1,090,000
		団体会員費	420,000	
		個人会員費	670,000	
		寄付金		18,863,564
		指定寄付金	5,866,547	
		一般寄付金	4,420,986	
		日本メイスン財団援助金	3,000,000	
		催物寄付金	5,576,031	
		その他寄付金	635,892	
		共同募金収益		300,000
		東京都共同募金	300,000	
		委託金		5,232,850
		国連難民高等弁務官事務所事業	1,740,520	
		公益財団法人笹川平和財団受託事業	3,492,330	
		助成金		15,199,348
		公益財団法人日本財団ゆりかご事業	2,399,348	
		公益財団法人日本財団助成事業	9,600,000	
		公益財団法人三菱財団事業	2,200,000	
		公益財団法人大阪コミュニティ財団	1,000,000	
		補助金		9,281,000
		公益財団法人ＪＫＡ補助事業	9,281,000	
		合計		50,602,654
	支出	人件費		3,775,507
		事業費		3,632,827
		事務費		6,683,098
		その他事業費		37,139,625
		減価償却費		9,983
		合計		51,241,040
	事業活動収支差額			△638,386
事業活動外	収入	雑収入		191,472
	支出	雑損失		911
	事業活動外収支差額			190,561
当期活動増減差額				△447,825
前期繰越活動増減差額				13,525,597
次期繰越活動増減差額				13,077,772

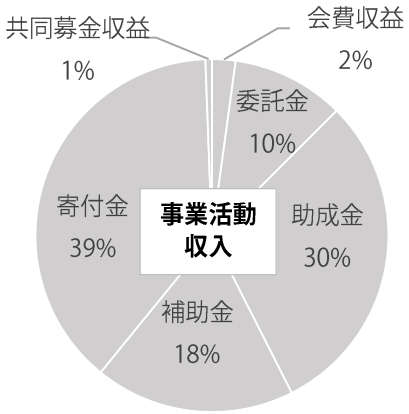

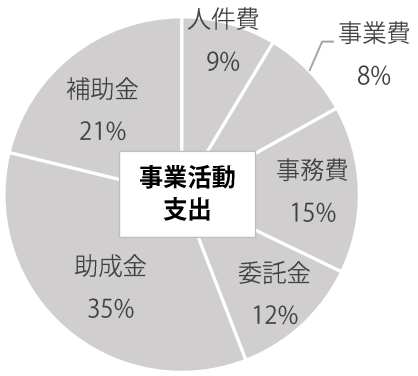

御 礼

ISSJ が支援する人々は、親の保護が受けられない子どもたち、本国から迫害を逃れてきた難民の人たち、日本に置き去りにされた外国籍の子どもたちなど、サービスに対する対価を支払うことができない人たちです。私たちは、補助金や助成金を頂きながら支援活動をしています。企業、団体、個人の方々からのご寄付なしには活動を続けることが出来ません。

今年度も多くの企業、団体、個人の方々に支えられて活動をすることが出来ました。役職員一同厚く御礼申し上げます。

◆ 個人会員・団体会員・一般寄付者名（敬称略・五十音順） ◆

相原稚椰子
相宮陽子
阿部利男
雨谷直子
飯島澄子
飯塚郁恵
五十嵐育子
五十嵐千恵子
池田千鶴子
池田良子
石川美絵子
石塚千鶴子
磯野テイ
一瀬通子
伊藤裕司
伊藤陽子
犬塚静衛
井上恭子
井上圭子
井上由香里
伊部亜理子
岩井悦子
上治弘正
内田郁野
内田京子
梅田和信
梅田勝利・ひとみ
榎本裕子
江部由里
大江佐知子
大島賢三
大野佳男
大場亜衣
大森邦子
大森義夫
岡田まき
小川渉
尾崎佐江子
小田垣陽子
折本徹
柏三八子
片岡寿子
加藤仁志
金山亮
金子のぶ
金田健史
川崎和子
川原浩子
岸田節子
岸本政則
キム・コスレット
木目沢美枝子
倉内欣江
小池美智子
小泉絢子
志済聡子
小舘静枝
五島智子
小林紀子
齊藤淑子
嵯峨明美
坂口順治
櫻木康裕
佐々木雅子
佐鳥葉子
澤村洲子
澤村美佐子
椎名康恵
鹿瀬芝苙子
重藤裕子
柴田英子
島袋洋子
清水玲子
下世古順子
下山松子
鈴木榮子
ステラ・オカンポス
高砂美代子
高島有終
高田早江子
高坪冨美子
高橋喜美子
高橋タイ
高橋恒久
高橋利一
高久恭子
滝永敏之
竹内幸子
竹内峰子
田中むつ子
田丸修
知本哲郎
柘恭三郎
都築華子
遠山明良
鳥居淳子
内藤恵美子
内藤信子
内藤信子
中島俊子
長島幸男
長野和子
中村紀子
中村律子
成毛彩
西川和子
西川由美子
野尻信江
野村郁子
橋本紀子
花厳昭夫
林貞行
林滋
林千代
林美紀
早野尚子
原和子
原清美
平田美子
廣瀬信子
広渡義紀
福士敬子
藤原回光
古屋孝子
星野高
細井純子
細井紀子
細淵元洋
細矢次子
堀江渥子
本田八恵子
前田武昭
増田玲子
松浦今子
松本秀子
松本佑子
的場理恵子
三上登與子
右谷亮治
三坂昌代
御手洗美智子
宮本典夫
宮脇由利
彌勒貞子
彌勒忠史
村田恵子
村田清子
矢口理恵
安田聖子
八住美奈子
山口由紀
山口豊
山口要子
山﨑喜美子
山本進三
山本光子
横井繁機
横田雅史
吉澤理恵子
吉田雅子
吉永通憲・しのぶ
龍紀子
脇山伊津子
脇屋容子
和田佳子
渡辺啓
渡邊正子
一行寺
株)柘製作所
呉市役所福祉保健課
子どもの食事研究所
桜東京パイロットクラブ
実践倫理宏正会
東京京浜ロータリークラブ
東洋埠頭株式会社
三菱マテリアル株式会社
雪ヶ谷化学工業株式会社
吉澤グループワーク研究会

◆ チャリティ映画会及びバザーを支えてくださった方々 ◆

◆ 催物委員会の活動

年2回のチャリティ映画会・バザーは、「ISSJ 催物委員会」の委員として活動してくださっているボランティアの方々が企画運営を行なっています。上映作品の選定、参加券の販売、チラシやチケットの発送、バザーの企画、商品の準備、映画会当日の販売などの作業を進めてくださいます。催物委員に加え、手作り作品の提供、当日のバザー販売など幅広いボランティアネットワークによってチャリティ映画会が支えられています。今年度は以下の皆様にお世話になりました（敬称略）。

催物委員会委員：

糸井直子、川村庸子、滝川一子、中山八枝子、西端萬里子、清水由利子、霸原恭子、千葉規子

映画会当日のボランティア：

三上登與子、白鳥和美、白石奈津実、佐藤晶子、伊藤伸子、野村直子　テレサ・オカンポス、平田聡美、高田由紀、中村紀子、松岡直子、関真里菜、山口由紀、山田結莉花、ホリー・ハント、ダフネ・アロンソン、クワバラパンぷキン（北田耕輔、佐藤隆次）、東急レクリエーション（石原聡、早田智則）

バザーへの手作り品ご提供者：

青木洋子、磯野利依、糸井直子、浦田眞智子、榎本まり、小田部京子、佐藤晶子、白鳥和美、重藤裕子、下世古順子、滝川一子、田中美結、千葉規子、中山八枝子、成島昌子、西端萬里子、野田絵里、平岡きよ子、松本基子、三上登與子、山下恒子、山本和子、吉岡美佐子、柳沢紀子、吉永弘子

◆ チャリティ映画会バザー協力企業＆団体

今年度も多数の企業・団体の皆様からバザー品のご提供、参加券のご購入、広告掲載、バザーへの出展等のご協力をいただきました。映画上映や参加券販売にあたっては東急レクレーションと岩波ホールの専門スタッフの方々のご助言、協力をいただきました。また、TM コミュニケーションサービス株式会社にご協力いただき、「お宝エイド」を通してご家庭の不用品のご寄付を ISSJ の活動費としてご支援いただきました。ここに改めて感謝申し上げます。

東急レクリエーション株式会社、岩波ホール、一般社団法人日本教育会館、TM コミュニケーション株式会社（お宝エイド）、ドンピエールグループ、原沢製薬工業株式会社、遠山偕成株式会社、桜東京パイロットクラブ、大成建設株式会社、東京Ｉゾンタクラブ、ナガセケンコー株式会社、日本女子大みどり会、日本女子大桜楓会、東京京浜ロータリークラブ、東京高輪ロータリークラブ、東洋埠頭株式会社、株式会社クワバラパンぷキン、株式会社 APA、株式会社モンスイユ、カルビー株式会社、オタフクソース株式会社、株式会社川崎フロンターレ、コンテックス株式会社、株式会社レドックステクノロジー、NPO 法人難民自立支援ネットワーク（REN）、有限会社利尻亀一

Ⅶ　ISSJ 役員・スタッフ

（2016年3月現在）

理 事 長　　大槻弥栄子

常 務 理 事　　大森邦子

理　　事　　梅田勝利、吉永通憲、犬塚静衛、加藤仁志、坂本光彦、鳥居淳子、前田武昭、松本哲郎

監　　事　　林滋、広渡義紀

評 議 員　　アラン・ヴァクジャル、飯島澄子、池田千鶴子、伊部亜理子、梅田勝利、
小野智彦、神田憲次、佐伯英隆、坂本光彦、滝永敏之、遠山明良、
鳥居淳子、長島幸男、永坂哲、前田武昭、松本哲郎、御手洗美智子、
山本進三、吉永しのぶ、吉永通憲

ス タ ッ フ　　大森邦子、石川美絵子、知本哲郎、大場亜衣、伊藤サガー、井上由香梨、榎本裕子、
江部由里、重藤裕子、椎名康恵、ステラ・オカンポス、中村紀子、成毛彩

ISSJ 面接室にて　2016年8月3日

社会福祉法人 日本国際社会事業団 (ISSJ)　2015年度事業報告

2016年8月15日発行

発行：社会福祉法人 日本国際社会事業団
International Social Service Japan (ISSJ)

〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2　御茶の水 K&K ビル3F
TEL：03-5840-5711(代)　FAX：03-3868-0415
E-mail： issj@issj.org　　URL：www.issj.org

ご支援のお願い

◆　会員、寄付募集　◆

社会福祉法人　日本国際社会事業団の会員年会費、寄付金については税法上の優遇措置(所得税、法人税、相続税)が適用されます。会員の方には、最新報告やイベント情報などが満載のニュースレター『インターカントリー』及び映画会やチャリティコンサート、勉強会等のご案内をお送りしております。

■ お申込方法

会員申込をご希望の方は下記の当事業団までメール、FAX、電話等でお問い合わせください。
下記の振込先へ会費をお振込ください。

団体会員　（年会費）	一口	100,000円
団体賛助会員（年会費）	一口	50,000円
個人会員　(年会費)	一口	5,000円

お振込先	● ゆうちょ銀行	００１１９０－７－６４９１１
	● 三菱東京 UFJ 銀行	中目黒支店　普通　０３９７９３２
	● りそな銀行	中目黒支店　普通　１０５６３３２
加入者名	社会福祉法人　日本国際社会事業団	

会　員　募　集　！

◆　ボランティアで手伝ってくださる方を募集しています　◆

■ 年2回の映画会及びバザーの企画・運営
■ バザー用品の提供やバザー用品集め
■ 映画会やチャリティイベントの準備及び当日の手伝い等
■ 適時に開催するチャリティコンサートやチャリティ講演会の企画・運営
■ 難民や難民申請中の方で通院が必要な方への付き添いボランティア

よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

社会福祉法人　日本国際社会事業団 (ISSJ)
〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2　御茶の水 K&K ビル3F
TEL:03-5840-5711　　FAX:03-3868-0415
E-mail：issj@issj.org　URL： http://www.issj.org